

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第323号)

平成16年8月30日

横情審答申第323号

平成16年8月30日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年1月31日総法第654号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件において
その判決理由に元建築主事の井上氏外2名の違法行為が、国賠法ではな
く民法による判断がなされているにもかかわらず、市が井上氏外2名の
弁護士費用を支払った理由について及びその金額について」の行政文
書」及び「横浜市弁護士会には、多数の弁護士が登録されているが
氏を選任した理由について」の行政文書」の非開示決定に対する
異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「私が提訴した平成11年(ワ)第 号損害賠償事件においてその判決理由に元建築主事の井上氏外2名の違法行為が、国賠法ではなく民法による判断がなされているにもかかわらず、市が井上氏外2名の弁護士費用を支払った理由について及びその金額について」の行政文書」及び「横浜市弁護士会には、多数の弁護士が登録されているが 氏を選任した理由について」の行政文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「私が提訴した平成11年(ワ)第 号損害賠償事件においてその判決理由に元建築主事の井上氏外2名の違法行為が、国賠法ではなく民法による判断がなされているにもかかわらず、市が井上氏外2名の弁護士費用を支払った理由について及びその金額について」の行政文書」(以下「文書1」という。)及び「横浜市弁護士会には、多数の弁護士が登録されているが 氏を選任した理由について」の行政文書」(以下「文書2」という。以下文書1及び文書2を総称して「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成14年11月19日付で行った本件申立文書の非開示決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 文書1について

異議申立人(以下「申立人」という。)が本市及び井上氏外2名に対して損害賠償金を連帯して支払うよう求めた事件(横浜地方裁判所平成11年(ワ)第 号損害賠償請求事件。以下「損害賠償請求事件」という。)において、本市は、本市に係る訴えの部分についてのみ、 氏を訴訟代理人として選任し、及び弁護士費用を支払っており、「井上氏外2名の弁護士費用を支払った」事実はない。したがって、文書1は、作成し、又は取得しておらず、保有していない。

(2) 文書2について

氏の選任は、過去の実績等に基づいて行われたものである。「氏を選任した理由について」は、別途申立人に開示している弁護士選任何に選任の参考になる記載はあるものの、「選任した理由」を直接記載した行政文書は作成していない。

4 申立人の非開示決定に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 申立人は、平成11年5月27日に前市長の高秀氏に元横浜市職員 氏、氏及び現職員井上憲二氏の3氏が地方公務員法第29条第1項第2号等に該当する違法行為を行ったので懲戒処分を申立を行った。

しかるに、申立人が懲戒処分申立を行ったにもかかわらず、何ら調査も行わず、井上氏に至っては自らの言動を否定し、説明責任も果たさず、建築主事としての職権を乱用した違法行為を行ったので、申立人は国賠法ではなく民法による個人としての不法行為の損害賠償請求を行った。

市の弁護士を受託した 氏は、申立人の請求に対する答弁として却下を求めた。

一審判決においては、3氏の違法行為が建築主事としての公権力の範囲を逸脱しているために 弁護士の却下の請求が認められず、同判決においては「・・・右被告らが本件建築確認に対して違法行為を行ったことを認めるに足る証拠はない。」とし、さらに「・・・被告らは、訴えが不適法であるとして却下を求めますが、・・・本件訴えが不適法であるとまではいえない。」と認定されている。

(2) 井上氏は、申立人に「・・・建基法にはグダグダした規定があるが、運用するのは主事の権限である。私は、4か所の主事を務め建基法を知り尽くしている。あなたが私の回答に不満なら市長ではなく、私を被告として提訴してもらってもよい。私は、これまでも裁判に被告として数多く経験しているので何ら困ることはない。」と威嚇したので、申立人はあえて提訴した。

このような市民との対話を拒否した井上氏の言動は、地方公務員としてのモラルを欠いた言動であり、訴訟になると弁護士費用を市当局が負担することは、市民の税金の無駄遣いであり、極めて遺憾である。

(3) 井上氏が建築主事としての職権を乱用して申立人に違法行為を行っていないならば申立人は提訴していない。したがって、井上氏を監督する責任は、市長にあるので

連帯責任としての損害賠償をも請求したのであり、それらの訴訟費用を市当局が全額負担する必要がない。

井上氏のような態度を市長が許容し、訴訟が提起されると市民の税金を際限なく使用し、公務員としての懲戒処分も行わないような市政は、許されるのか。

これらのことから、市として井上氏外2名にかかわる連帯責任の訴訟費用を認可した理由書が存在すると考えるので、その理由書の行政文書の開示請求を行っているのである。仮に、それらの理由を明記した文書が存在しなければ、行政の不作為の違法行為と言わざるを得ない。

- (4) 横浜弁護士会には、数多くの弁護士が登録されているにもかかわらず、市当局が氏を選任した理由が当然存在するはずであるが、その理由を記載した文書が存在していないのであれば、市当局が談合による弁護士選任を行っているとしか考えられない。

非開示理由説明書には、「・・・ 弁護士を過去の実績等に基づいて行われたものであり、・・・選任した理由を直接記載した行政文書は作成しておりません。」と記載しているが、このような決裁が行われていること自体、市の行政が密室による談合を実施していることに他ならない。

そのために、 弁護士は、井上氏外2名の本人尋問をも申請せず、井上氏外2名の違法行為を隠蔽・幫助する行為を行ったのである。弁護士費用の支払い額には幅があるにもかかわらず、市は、支払い額の検討も行わず、 弁護士に標準額の報酬を支払っていることは、市と弁護士による談合行為と言わざるを得ない。

- (5) もともと本件に関する訴訟は、 氏、 氏及び井上氏の建築主事としての職権乱用による違法行為が原因であり、特に、井上氏の行為は申立人を恫喝、威嚇した違法行為であったために申立人はあえて3者に対する個人としての不法行為について損害賠償請求を行い、前市長については3者の監督責任に関する損害賠償請求を行ったので、市当局が連帯責任に係る訴訟費用の全額を 弁護士に支払う義務はないものとする。

したがって、連帯責任に係る訴訟費用の全額を市当局が支払う場合においては、それなりの理由があつてしかるべきである。何ら理由もなく連帯責任に係る訴訟費用を市当局が支払うこと自体市民の税金の無駄遣いと言わざるを得ない。

5 審査会の判断

- (1) 損害賠償請求事件について

損害賠償請求事件は、平成11年7月12日に申立人が横浜地方裁判所に提起した訴訟である。損害賠償請求事件は、申立人の隣接土地建物の所有者が建物建替えのための建築確認を受けるに際して提出した申請書に、申立人所有地の一部を自己所有地とするなど違法な記載等をしたにもかかわらず、鶴見区担当の建築主事は申請書を受理し、確認したなどの違法行為をしたと申立人が主張し、建築主事3人及び横浜市に対し損害賠償を求めたものである。

横浜地方裁判所は、当該建築確認に違法はなく、建築主事が当該建築確認に関して違法行為を行ったと認めるに足る証拠はないとして、申立人の請求を棄却している。申立人は、この判決を不服として、東京高等裁判所に控訴し、さらに、最高裁判所に上告したが、申立人の請求は棄却されている。

(2) 本件申立文書について

文書1は、損害賠償請求事件において横浜市が鶴見区担当の建築主事3人の弁護士費用を支払った理由及び金額が記録されている行政文書であり、文書2は、損害賠償請求事件において横浜市が弁護士を選任した理由が記録されている行政文書である。

(3) 文書1の不存在について

ア 実施機関は、文書1については、損害賠償請求事件では横浜市は本市に係る訴えの部分についてのみ、訴訟代理人を選任し、弁護士費用を支払っているため、作成も取得もしていないと説明している。

イ そこで、当審査会では、実施機関が損害賠償請求事件における弁護士費用の支出について決定した決裁文書の見分を行ったところ、弁護士費用の支出についての決裁文書は、第一審及び控訴審の訴訟代理人の選任及び委任手数料の支出を決定したもの（平成11年度総文第572号及び平成12年度総文第553号。以下「委任手数料決裁文書」という。）並びに事件終了時に訴訟代理人の謝金の支出を決定したもの（平成13年度総法第514号）の3件が存在しており、このうち、委任手数料決裁文書2件については、決裁文書中の説明文からは、委任手数料を横浜市分のみ支出したのか、あるいは、3人の建築主事分を含めて支出したのか明らかではないが、当該決裁文書には委任契約書及び委任状の案文が横浜市のもののみ添付されていることから、横浜市分のみ委任手数料の支出であると判断できる。

さらに、損害賠償請求事件の被告の1人である井上氏と弁護士との委任契約書及び領収書並びに職員厚生会訴訟費用等交付事業関係書類を当審査会で見分した

ところ、井上氏の弁護士費用については、職員厚生会が互助事業として実施している訴訟費用等交付事業により職員厚生会から訴訟費用の交付を受け、井上氏から弁護士に支払われていることが確認された。

したがって、横浜市は本市に係る訴え部分のみ弁護士費用を支出しているため、文書1は作成も取得もしていないとする実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

(4) 文書2の不存在について

ア 実施機関は、文書2については、弁護士の選任は過去の実績等に基づいて行われたものであるが、選任した理由を直接記載した行政文書は作成していないと説明している。

イ 当審査会で、委任手数料決裁文書を見分したところ、そこには選任する弁護士の氏名及び弁護士の略歴、最近の主な本市依頼事件等のプロフィール（平成12年度総文第553号のみ）が記録されているものの、当該弁護士を選任した理由が直接分かる内容は記録されていなかった。

また、この決裁文書により弁護士の選任について決定されているため、このほかに弁護士の選任理由を記録した文書が存在すると推認させる事情は認められない。

ウ 申立人は弁護士を選任した理由が当然存在するはずであるから理由を記載した文書も存在するはずであると主張するが、本市においては、弁護士の選任については、特定の手続を定めておらず、必ずしも文書に記録しなければならないというものではない。

したがって、このような運用の是非については格別、選任理由を直接記載した行政文書を作成していないとする実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年1月31日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年2月21日 (第7回第二部会) 平成15年2月25日 (第7回第一部会)	・諮問の報告
平成15年3月3日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年5月30日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成16年7月16日 (第40回第一部会)	・審議
平成16年7月30日 (第41回第一部会)	・審議
平成16年8月6日 (第42回第一部会)	・審議